

資料紹介

アレクサンダー・アイヒェレ／ヤーコブ・マイヤー／
ヨアヒム・レンツィコフスキー／セバスティアン・
ジンメルト『論理学とその使用法入門』（2・完）

小 島 秀 夫

【目次】

- I 紹介にあたって
- II 『論理学とその使用法入門』の概要（B章までの概要につき、29巻1号）
- III 若干のコメント（以上本号）

II 『論理学とその使用法入門』C章以降の概要

C. アヒル相互の結びつき：命題相互の関係

B章までは諸命題の属性を取り上げてきたが、以下では、個々の命題が相互にどのような関係を有するのか、見ていきたい。諸命題の関連づけが明らかになれば、ある命題の真理値に関する一定の規則から別の命題の真理値を推論することが可能になり、特定の規範体系における行為の命令・禁止の（論理的）関係にも波及するため、特に重要である。

I. アヒルの二乗¹⁾：量的関係

命題の重要な論理的属性の1つが、命題の量である。先述したように、命題は、その量に着目すると、単称命題、特称命題、全称命題に分類される。以下では、全称命題と特称命題の関係を的を絞って考察することにした。

全称命題となるのは、主辞に対する賓辞が肯定的に述べられ、その賓辞が主辞の概念によって関係づけられる全ての個物に当てはまる場合である。例えば、「全てのアヒルはくちばしを持っている」という命題では、実際にありうる過去、現在、未来にわたって「アヒル」という概念に包摂される全ての個物が想定される。それゆえ、同一の主辞に同一の賓辞を認めない全称命題は、肯定命題の反対を構成する。このような関係は、ラテン語で *contrarius* と称され、「反対」を意味する。すなわち、全称肯定命題は、同一の主語と述語を有する場合、全称否定命題と反対の関係性を有する。「いかなるアヒルもくちばしを持っていない」という命題は、「全てのアヒルはくちばしを持っている」という命題の反対となる。

こうした関係からもわかるように、一方が認められれば他方が否定される2つの全称命題は、同時に真となりえないことが見て取れる。例えば、以下の命題を考察してみよう。

全ての法学者は賢い。

全ての法学者は賢くない。

第2命題によって、第1命題から肯定される内容が否定されることがわかるだろう。しかし、第1命題が真となる場合、第2命題は真となりえず、偽とならなければならない。つまり、反対になる。この2つの命題は同時に真となりえないため、一方の命題が真となることで他方の命題が偽となることが確定する。しかし、その逆は当てはまらず、一方の命題が偽となることで他方の命題が真となることは確定しえない。なぜなら、2つの命題が同時に偽となることもありうるからである。すなわち、賓辞に入る事柄が主辞の概念によって示される個物もしくは対象の一定部分にのみ該当する場合に、そうしたことが起こる。これは全称ではなく、特称である。それゆえ、賓辞が一部のみ当てはまることから、少なくとも、当該全称肯定命題や全称否定命題の一方が偽となり、その他方も偽となりうる。「何人かの法学者は賢い」という命題が当てはまる場合、「全ての法学者が賢くないというわけではな

い」ということになり、全てが賢いという意味にはならない。それゆえ、「全ての法学者は賢くない」という命題と「全ての法学者は賢い」という命題は、同時に偽となりうる。すなわち、何人かの法学者が賢くて、何人かの法学者が賢くない場合に偽となる。したがって、ある全称命題が偽になることで他方の全称命題の真が決まるわけではない。

特称命題についても、肯定命題と否定命題が区別される。上述の例を引き合いに出すと、次のようになるだろう。

何人かの法学者は賢い。

何人かの法学者は賢くない。

これらの命題は、反対と同じような関係を示しており、「小反対 (Subkontrarietät)」と呼ばれている。主辞の概念によって示される個物の一部に関することを言い表す場合、反対の命題に関する真偽は決せられない。すなわち、第1命題が真で第2命題が偽となることもあれば、第1命題が偽で第2命題が真となることもあり、さらに両者の命題が真となることもある。ただし、両者の命題が同時に偽となることだけではない。というのも、そのような場合は矛盾となるからである。詳しく言うと、例えば、「何人かの法学者は賢い」という特称肯定命題が偽である場合、賢い法学者は誰1人いない、ということが確定しうる。すなわち、全ての法学者という全体を見渡しても賢いという賓辞が当てはまる一部が構成されない場合、賢い法学者は存在しないということも真となりうる。それゆえ、「全ての法学者は賢くない」という命題は、真となるであろう。

特称否定命題の偽についても同様である。「何人かの法学者は賢くない」という命題が偽となる場合、法学者全体の中に、賢いという賓辞が当てはまらない者を見つけることはできない。それゆえ、「全ての法学者は賢い」という命題は、真とならなければならない。

しかし、いずれの特称命題も偽である場合、2つの全称命題は真となりうるが、それは矛盾している。なぜなら、全称肯定命題と全称否定命題は反対

の関係にあり、その2つの命題は、同時に真とはなりえないからである。それゆえ、

何人かの法学者は賢い。

という命題と

何人かの法学者は賢くない。

という命題が同時に偽となる場合は決して起こりえない。

こうした考察を踏まえると、全称肯定命題、全称否定命題、特称肯定命題、特称否定命題それぞれが持ちうる全ての関係が明らかにされうる。特称肯定命題の偽から全称否定命題の真がもたらされ、特称否定命題の偽から全称肯定命題の真がもたらされる。それゆえ、特称命題と全称命題は、論理的に異なる質を持つ場合、同時に真とはなりえない。この2つの命題が真となりうることを主張する場合には、矛盾が生まれる。同様のことは、全称否定命題と特称肯定命題の関係についても当てはまる。先の例を用いて、次のどちらかを主張したとしよう。

全ての法学者は賢く、かつ

何人かの法学者は賢くない。

もしくは、

全ての法学者は賢くなく、かつ

何人かの法学者は賢い。

このいずれも常に偽となるが、それは4つの個々の文が実際に真となるか偽となるかに関わらず、したがってどのような方法で賢さが法学者に与えられるのかに関わらず、偽となる。内容に関わらず常に真となるトートロジーとは反対に、ここでは、内容に関わらず常に偽となる合成命題が問題になっている。それゆえ、そのような命題は、ラテン語で *contradico* (「私は反論する」) に当たる矛盾 (対偶) とも呼ばれている。異なる質をもつ全称命題と特称命題は、矛盾した (対偶の) 関係にある。すなわち、一方の命題が真となることから他方の命題が偽となることが決まり、その反対に、一方の命

題が偽となることから他方の命題が真となることが決まる。なぜなら、両者の命題は、同時に偽あるいは真となりえないからである。

全称命題と特称命題が同等の質を持ち合わせている場合には、異なった状況になる。すなわち、全称肯定命題が真、もしくは全称否定命題が真となる場合、その特称的な対当もまた真となる。例えば、

全ての法学者は賢い。

と言える場合、次の文も真となる。

何人かの法学者は賢い。

というのも、主辞の概念によって示される個物の全部に賓辞が当てはまる場合、同じ賓辞は、全体のうち任意のどの一部をとっても当てはまる。さらに、

全ての法学者は賢くない。

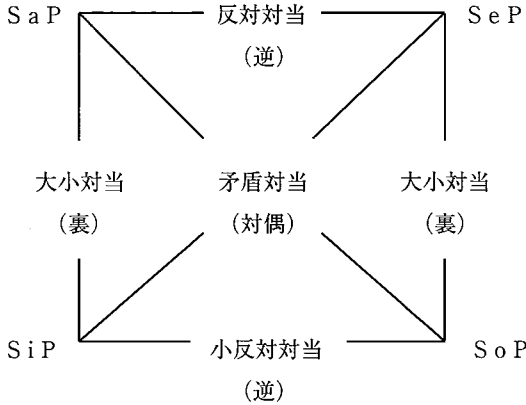
と言える場合、次の文も真となる。

何人かの法学者は賢くない。

なぜなら、法学者のうちいかなる任意の一部をとっても、その賓辞が当てはまらない全体に属するからである。それゆえ、そのような特称命題の真は、すでに全称命題の中に含まれている。しかし、特称命題が真であるからといって、全称命題が真であるとは限らない。というのも、何人かの法学者が賢いまたは賢くない場合、全ての法学者が賢いまたは賢くないことを意味しないからである。したがって、特称命題が真となるかどうかは、全称命題の真理に依存すると言えよう。さらに、特称命題は、その当該全称命題の下に位置づけられる。それゆえ、同一の質を有する全称命題と特称命題の関係は、包摂関係(ラテン語で *implicatio*) または上下関係(ラテン語で *subalternus*) と呼ばれている。

言及したこのような関係は、論理的な四角形(Logische Quadrat) または四角形公式(*quadrata formula*) として知られる図で示すことができよう。論理的な四角形は、マダウロスのアプレイウス(123年-170年)に由来し、

肯定命題と否定命題、全称命題と特称命題がそれぞれ対当であることを示す。全ての論理的関係を表している。



四角形の角には、命題の4類型が置かれる。上段の左側に全称肯定命題、下段の左側に特称肯定命題、上段の右側に全称否定命題、下段の右側に特称否定命題が置かれる。その叙述は、「SはPである。」という範疇命題の形式から導き出される。繫辞「～は～である」は、それぞれ母音で示されている。母音の選択は、中世以来、「私は肯定する」という意味の「affirmo」、 「私は否定する」という意味の「nego」に対応している。それぞれの記号の意味は、以下の通りである。

- SaP 全称肯定命題
- SeP 全称否定命題
- SiP 特称肯定命題
- SoP 特称否定命題

使用される母音は、命題の量や質に基づいて区別されるそれぞれの命題類型を表している。

四角形からは、上述した関係が読み取れる。全称命題 (SaP と SeP) の間には反対関係があり、同じ質を有する全称命題と特称命題の間には上下関

係（ SaP と SiP ないし SeP と SoP ）があり、2つの特称命題（ SiP と SoP ）の間には下位の反対関係がある。最後に、異なる質や量の命題の間（ SaP と SoP ないし SeP と SiP ）では矛盾関係がある。こうした関係になるのは、先に述べたように、命題が同一の主語かつ同一の述語を示していることが条件とされる。

以上の関係に基づいて、いわゆる三段論法が展開されうる。先に挙げた母音の文字は、異なる推論形式ないし推論方式を容易に記す際にも使用される。論理的な四角形に照らし合わせると、命題の基本的な関係が矛盾のない真となりうる性格を有するための論理学的要求を満たしているか、分析できるようになる。

II. 基本となるもの：推論の法則

命題の属性についてさらに重要なのは、命題の集合体から一定の結論が展開されうる、という点である。個々の学問において、そうした命題の集合体は、特定の命題を明らかにしたり正当化したりするために各専門領域で用いられる理論とも称されよう。それゆえ、理論もまた、論理的な一貫性を検討しうる命題の集まりに他ならない。そこで以下では、これらがどのようにして起こりうるのか、詳しく明らかにしたい。

命題は、理論の内部においてしばしば非常に複雑な関係を示すため、差し当たり、推論構造それ自体を考察することが得策だろう。というのも、推論によって一定の発見が得られるならば、そうした発見が得られる方法は、複雑な理論においても簡単な理論においても同じだからである。

1. 全てのアヒルは黄色い…：三段論法

いかなる帰結も、さまざまな命題の結びつきに基づいている。そのような結びつきのうち最も簡単な形式は、三段論法（古代ギリシア語でΣυλλογισμός）である。アリストテレスの『分析論前書（Analytica priora）』において初め

て体系的に示された三段論法は、少なくとも2つの命題から第3の命題を導く推論方法で、第3命題は、第1命題や第2命題とは異なるものである。アリストテレスは、三段論法を以下のように定義している。

「推論とは、複数の命題を立てることで、それとは別の何かが、それらの命題で述べられていることによって必然的に生まれる、というレトリックである。『それらの命題で述べられていることによって』と私が言うのは、これらのゆえに帰結が生まれるということであり、『これらのゆえに帰結が生まれる』というのは、帰結を必然的に作り出すためにさらなる諸概念を付け足す必要がない、ということである。」

アリストテレスによれば、推論は、そこで使用されている概念に基づくだけで必然的に別の命題に至る一連の過程であり、一連の過程の中で、ある命題が別の命題から導き出されるということに他ならない。このような推論形式は、ある命題が複数の別の命題から導き出されることから、演繹（ラテン語で *deducere*）とも呼ばれている。導き出された命題は、事象が決まるため、結論（ラテン語で *conclusio*）と呼ばれている。結論の前に置かれる諸命題は、前提（ラテン語で *praemittere*）と呼ばれている。それゆえ、三段論法は、少なくとも2つの前提と1つの結論から成り立っている。

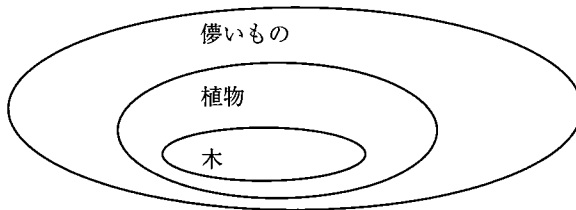
しかし、前提から結論が必然的に推論されることをどのように理解すべきだろうか。その答えは、三段論法の構成要素を詳細に分析することで明らかにされよう。

まず、前提を考察すると、他の全ての命題と同じ構造を有している。1つの主辞に対して1つの賓辞が与えられる。しかし、三段論法において特別なのは、前提が、その中で登場する諸概念に基づいて、相互に関係づけられている点である。これは、2つの前提に現れる、一定の仲介された概念に基づくことによって可能となる。こうして、前提から出される2つの異なる諸概念が1つの新たな命題と相互に結びつきうる3つの関係が構成される。そのような関係は、例えば以下で示す前提に見られよう。

植物はみな儂い。

木はみな植物である。

第1命題においては、「植物」という概念に一定の賓辞、すなわち「儂い」という言葉が充てられている。「植物」という概念は、第2命題で賓辞として置かれている。それゆえ、「木」と「儂い」という概念の関係も成り立つ。というのも、この2つの概念は、前提で述べられている「植物」という概念との関係を示すからである。賓辞の概念によって示される量の範囲が主辞の概念によって示される量の範囲よりも大きい場合には範疇命題となるため、先に示した例については、「植物」の量が「儂いもの」という量の中に完全に含まれ、「木」の量が「植物」の量の中に完全に含まれることが言える。それゆえ、「木」の量は、「儂いもの」という量の中にも完全に含まれ、以下の図のように示されよう。



したがって2つの前提は、以下の内容を含んでいる。

木はみな儂い。

三段論法の形式は、全称肯定命題に限られず、あらゆる質の全称命題や特称命題にも用いられうる。もっとも演繹は、諸概念が相互に適切な関係にある場合にのみ存在する。つまり、第3命題における概念の総量が、第1命題や第2命題における概念の一部を含んでいるか、完全に含んでいない関係にある場合に限られる。

それゆえ、三段論法においては、結びつく諸命題の量が正しい関係にあるかどうかには注意すべきである、と言えよう。すなわち、例えばある特定の一部に関する何らかのこののみを述べようとする場合、その全部についても必

然的に述べられるわけではない。例えば、以下のような三段論法は偽となる。

あるうそつきは死ぬ運命だ。

あるコリント人はうそつきだ。

それゆえ、全てのコリント人は死ぬ運命だ。

この三段論法は、論理的に見ると演繹ではない。というのも、一部分を示す概念は、その概念によって示される可能な物全てを指すわけではないことに鑑みれば、結論においても、前提の範囲よりも広く当てはまる命題など決して存在しえないからである。それゆえ、前提において一部にのみ当てはまる概念を利用する際には、結論においても、その一部にのみ当てはまると言えよう。

2. くちばしから尾まで：三段論法の形式

すでに言及したように、結論は、媒介された概念に基づくことで導き出される。このような概念は、「媒概念 (Mittelbegriff)」ないし媒辞 (terminus medius) と呼ばれている。媒概念によって初めて、前提に含まれる別の諸概念が結論に結びつくため、媒概念も前提の中に存在する。大前提 (propositio maior) に存在し、かつ媒概念ではない概念は、置かれる位置から、「大概念 (Oberbegriff)」ないし大名辞 (terminus maior) と呼ばれている。それに対して、小前提 (propositio minor) の概念は、「小概念 (Unterbegriff)」ないし小名辞 (terminus minor) と呼ばれている。

それゆえ、媒概念によって大概念と小概念が結論の中で結びつき、その結論においては、小名辞が常に主語となり、大名辞が常に述語となる。結論においては、大概念と小概念のみが存在する。こうして見ると媒概念は、前提の中で主語や述語として使用されうる。そうすると、大概念 (O)、小概念 (U)、媒概念 (M) が配分された4つの異なる方式が生まれ、三段論法の4つの基本的な、いわゆる格が区別されうる。

第1格 M-O

U-M

U-O

第2格 O-M

U-M

U-O

第3格 M-O

M-U

U-O

第4格 O-M

M-U

U-O

3. あるアヒルは法律家だ…：推論方式

推論方式は、質や量を伴う命題を組み合わせることで推論を導く一定の方法である。論理的な四角形で引き合いに出された命題形式を4つの推論形式に当てはめると、前提には、全称肯定命題、全称否定命題、特称肯定命題、特称否定命題が置かれよう。

中世において、さまざまな推論方式を分かりやすく捉えるために、母音が記号として使用されることは先述した。命題の量や質を表すために使用される母音は、組み合わせパターンにおいて見られる推論を表す際に役立つ。その際、命題を特徴づける母音は、順番に置かれることになる。最初の母音は第1前提を、2番目の母音は第2前提を、そして最後の母音は結論を表している。例えば「aee」は、大前提が全称肯定命題、小前提が全称否定命題、結論が全称否定命題であることを示している。いかなる前提や結論も、論理的な四角形で示される4つの命題タイプのいずれかであるため、推論形式については4³通りの組み合わせが考えられる。それゆえ、64通りの推論形式に、

いずれも4つの格があるため、全部で256通りの推論が構成されうる。しかし、形式的に組み合わせられるものの多くが不条理であるため、そのうち24通りの推論形式しか妥当しない。

4つの格それぞれをまとめた24通りの妥当な推論方式をより明らかにするため、論理学者であるペトルス・ヒスパヌスは、13世紀に『論理学綱要 (Summulae logicales)』の中で、それぞれの三段論法の形式を明示する合言葉 (Merkwörter) を生み出した。例えば、上述の組み合わせパターンのうち「ae」から「Camestres」という合言葉が構成され、この三段論法の第1前提は全称肯定命題、第2前提は全称否定命題、結論は全称否定命題である。例として以下では、形式的に妥当する Camestres モデルの推論を示したい。

全ての法学者は公正である。

全ての人間は法学者でない。

それゆえ、全ての人間は公正でない。

こうして、合言葉を示すことで、どのような形式の構造によって推論が構成されるかが容易に明らかになり、推論が形式的に妥当しているとみなされなければならないか、妥当していないとみなされなければならないかも検討可能となる。推論が妥当しない場合とは、諸前提の質や量からは推論されえないものが結論によって述べられる場合であり、例えば、形式的には考えられうる「iee」という組み合わせ、すなわち Aichele モデルが挙げられよう。

ある法学者は公正である。

全てのアヒルは法学者でない。

それゆえ、全てのアヒルは公正でない。

Meier モデルにおける推論も意味をなさない。

全ての法学者は公正でない。

あるアヒルは法学者である。

それゆえ、全てのアヒルは公正でない。

これに対して、以下で示す Barbara モデルの推論は全く妥当なものである。

全てのウォンバットは法学者である。

全ての法学者は黄色い。

それゆえ、全てのウォンバットは黄色い。

このように、推論の妥当性は、推論に出てくる諸命題の内容の正しさには関係なく、諸前提相互の形式的な関係にのみ左右される。こうした基準の適用は、256通りの考えられうる組み合わせのうち24通りのモデル、すなわち4つの格それぞれ6種類の形式に限られる。

第1格 Barbara、Celarent、Darii、Ferio、Barbari、Celaront

第2格 Baroco、Cesare、Camestres、Festino、Camestrop、Cesaro

第3格 Bocardo、Darapti、Datisi、Disamis、Felapton、Ferison

第4格 Bamalip、Calemes、Dimatis、Fesapo、Fresison、Calemop

さらに、合言葉の子音も、三段論法の特定の形式的属性をあらわしていることが見て取れるが、本書ではこれ以上立ち入らない。

4. それは真だった！ (Die war's!) : 条件推論

もっとも、形式的三段論法の構造は、2つの前提と1つの結論といった形式にとどまらず、いかなる推論においても基礎に置かれる。しかし、そのような推論は、数学では連鎖式 (soriticus syllogismus) とも呼ばれているが、特定の量を表す諸概念が形式的に一致することで機能するのではなく、個々の諸前提それぞれの真理値に依存することで初めて成り立つものである。

例えば、以下で示す Barbara モデルの三段論法は、構造に着目する限りでは形式的に妥当する。

全てのクジラは泳ぐ。

全ての魚は泳ぐ。

それゆえ、全てのクジラは魚である。

個々の命題の内容が真であるか否かには全く関係なく、妥当な構造に基づ

く場合には結論が必ず導かれ、論理的に真となる。しかし、以下で示す推論は、それとは異なる。

全てのクジラが泳ぐならば、クジラは魚である。

全てのクジラは泳ぐ。

それゆえ、全てのクジラは魚である。

このような推論は、前件肯定式 (modus ponendo ponens) と呼ばれているが、結論が同じであるにも関わらず、先に挙げた三段論法とは2つの点で異なっている。第1に、前提の形式が異なっている。例えば、第1前提は、条件法、すなわち条件文であり、単体で見ると2つの文から成り立っている。そして、第2前提は、第1前提に表れている何らかのことを主張している。したがって、第2前提は、第1前提に関係している。

さらに、こうした関係から、2つ目の違いが生じる。というのも、第2前提は、第1前提における初めの部分を肯定しているからである。この初めの部分は、前提における後ろの部分、すなわち結論が真となりうるために満たされなければならない前提条件を示していることから、前件と呼ばれている。それゆえ、前件が真である場合にのみ、結論が真となりうる。前件は、必要条件でも十分条件でも、さらには必要十分条件を述べたものでも良い。ある条件の必然性は、条件を満たした場合にのみ結論が真となりうることを意味するに過ぎないため、必要条件を充足することから結論が真であると確定されるのではなく、真となりうるものが確定されるに過ぎない。これに対して、先の例では、十分条件によって真となることが確定される。十分条件では、前件の真から、結論の真が必ず導かれる。例えば、胴体から頭を切断することは、当該人間が死に至る十分条件となりうる。しかし、「Xが起る場合、人間は死ぬ」と言えるような条件から、ありうる結論が真となる十分条件は、他にも無数に存在する。というのも、「人間は死ぬ」という文が真であると認められるためには、人間が必ず首をはねられなければならないわけではないからである。それゆえ、必要条件ではない十分条件が存在し、

逆もまたその通りである。同様に条件は、必要かつ十分でもありうる。それは、当該条件の結論がまさにある前件によってのみ真となりうるもので、別の前件からは真となりえないような場合であり、例えば「金の延べ棒が王水に入れられたならば、金の延べ棒は溶ける」というような命題である。

それゆえ、条件推論は、その中に見られる命題の真理値を明らかに用いており、厳格な意味での三段論法の推論のように概念が形式的に一致さえしていればよいわけではない。第2前提は、第1前提における結論が真となる十分条件であり、第1前提、すなわち前件が真であることを証明する。こうして、第1前提で述べられたことを証明する結論が構成されうるのである。

a) まさかの時のスペイン宗教裁判：条件法

推論で用いられる条件法は、条件と条件づけられたものとの一定の関係を示している。しかし、条件法は、前件の真偽にのみ基づいて、結論の真偽が確定され、3つの妥当な条件関係と1つの妥当でない条件関係が生みだされる。妥当な条件関係となるのは、第1に、前件が真で結論が真である場合、第2に、前件が偽で結論が偽である場合、第3に、前件が偽で結論が真である場合である。しかし、前件の真に基づいて結論の偽が確定する場合は妥当ではない。ポーランドの数学者かつ論理学者として有名なアルフレッド・タルスキ(1901年-1983年)は、4つの文を引き合いに図解している。

$2 \times 2 = 4$ であるならば、ニューヨークは大きな都市である。

$2 \times 2 = 5$ であるならば、ニューヨークは大きな都市である。

$2 \times 2 = 4$ であるならば、ニューヨークは小さな都市である。

$2 \times 2 = 5$ であるならば、ニューヨークは小さな都市である。

これらの文を1つの表にまとめ、前件をA、結論をK、「～ならば～である」という結びつきを「 \rightarrow 」、文が真であることを「w」、文が偽であることを「f」で表すと、以下のようになる。

A	→	K
w	w	w
f	w	w
w	f	f
f	w	f

2行目と4行目を詳細に考察すると、偽となる前件からは真となる結論も偽となる結論も導けることが見て取れよう。すなわち、偽からは論理的にいかなる命題も導き出せる (ex falso sequitur quodlibet)。言い換えれば、条件とされる命題の偽に基づくと、条件づけられた命題が真となる最短の途は、決して確定されない。このような奇妙さは、例えば、以下に示す条件法で示されよう。

全ての法学者が黄色いならば、

全ての法学者は公正である。

前件は、明らかに偽である。しかし、前件は意味をなさないわけではなく、全くもって理解できる「全ての法学者は黄色い」という命題を含んでいる。それゆえ、文は確かに真理適合的ではあるが、一法学者の定義が全く偶然的な理由から黄色い性質であることを含まないため—「偽」という真理値をもつ。それゆえ、文は、結論が真になるための条件を有していない。その場合、全ての法学者は黄色いと述べる前件から、いかなる法学者も公正でないことが推論できる。というのも、仮に前件が真となる条件を示していない場合、結論の真理値は任意となるからである。

前件の矛盾によりどのようなことがあっても結論の真理条件が与えられないナンセンスな前件においても、同様のことが当てはまる。その例は、以下の通りである。

全ての法学者は公正であり、かつ公正でないならば、

全ての法学者は公正である。

条件文の意味やありうる解釈が真っ向から対立する場合であっても、おそ

らく以下の点が例によって明らかにされよう。すなわち、いかなる者も期待しないスペイン宗教裁判は、多かれ少なかれ近年の地下にある拷問台において、犯罪者に以下のような条件関係を説明する。「おまえが罪業を白状しないならば、さらに拷問する」。この命題は、技術を持った拷問助手がここで働いていることも表している。行為が白状されていない、すなわち前件が真で結論が偽となり、自白を得る責務があるにもかかわらず、その助手が拷問を止めた場合、その技術に反して行動していることになる。その場合、仮定的な条件関係は、妥当でないと見えよう。これに対して、その助手が、白状された罪業によって、すなわち偽となる前件によってさらに拷問し続けた場合は、いかなる者も期待していないものの、助手の技術に応じて行動している。したがって、このような条件関係は、妥当している一偽からいかなる命題も導き出せる (ex falso quodlibet)。

条件命題の場合に本来着目すべきなのは、個々の命題の真理値である。その際、例えば前件における各文が順番に並べられている場合のように、その作用が結論に意味を持つ一定の因果経過を記述しているとしても、その順番は重要ではない。例えば、以下で示す条件法は、命題が前件で明らかにおかしい順番になっているにもかかわらず真とみなされる。

鍋が温まり、鍋の中に水を注ぎ、川から水を取ってきて、水と野菜を混ぜれば、野菜スープを作ることができる。

結論の真理値は、前件における各文の真理値によって決められる。それゆえ、結論の真理値も、前件における各文の流れとは、全く関係ない。

b) なぜアヒルはよちよち歩くのか? : 因果性

しかし、世界における特定の単称的出来事や時間的特称的な出来事を示す条件法的・因果的命題の場合には全く異なる。というのも、因果的条件法は、論理学とは別の観点から条件づけられ、そこで見られる諸概念に基づくとしても、その真理値のみが考察されるわけではないからである。「因果的

条件法」という名前の通り、条件法的・因果的命題においては、原因と作用 (causa et effectus) の関係を描写しようとする命題が問題となる。

「原因」とは、ある一定の変更をもたらす、出来事が起こる全ての方法であると解されており、例えば、ハンマーと鑿で掘ることは、大理石の形を変える原因となりうる。これに対して、「作用」とは、原因によって条件づけられる、すなわち先の例では大理石の塊が変わるといった出来事を意味する。差し当たり、この規定が真であるとする、原因と作用の関係は、出来事を一定の順番に記述しており、時間的な承継によって条件づけられることを示している。原因とは、時間的な意味で作用の前に起こらなければならないものだからである。

それゆえ、時間的条件を描写する命題は、時間的關係も考慮しなければならない。さらに、因果的条件法では、命題の順番は、結論に記述される作用に対して因果的となる出来事の順番に対応していなければならない。これに対して順番が考慮されない場合、因果的条件法は、すでに真とならない。というのも、そのような命題が真となる基準は、世界の性質だからである。

因果的条件法の真理値や定式化を評価する際、単なる条件命題の際には考慮されない認識論的特殊性、すなわち回顧性も考察しなければならない。原因と作用の関係について真であると確定的に決定されるのは、ある一定の作用から特定の原因が推論される法則に基づいて行われる。作用と先行するさまざまな出来事が認識されうること、そうした認識を基に、作用を惹起した原因ないし複数の原因が何であったかが決定されうるのである。このような関係は、因果性 (Kausalität) と呼ばれており、条件法的・因果的命題によって記述される。その際、条件法的・因果的命題において誤りやすい性質が、すでに見て取れる。すなわち、因果關係の確定は、まずはそのような命題を定式化する者が知りうる、可能な諸原因の認識に基づいて行われるため、作用という出来事が生起するに至った、あるいは至りえた全ての可能な原因を知っているということは、決して前提となりえない。というのも、い

かなる者であれ認識する存在は、世界における場所的・時間的状況や知覚器官ないし悟性の可能性に結びついているからであり、それはあまねくあるものでもなければ全知的なものでもない。何でも同時に全てのことを知りえない存在が、まさにある一定の出来事を生起した諸事情について、いつか完璧に知りうるなど不可能である。それゆえ、因果的条件法も、絶対的な確実性を有するものではない。条件法的・因果的命題は、原因と作用の間における、多かれ少なかれ蓋然的な関係のみを常に記述しようと言えよう。

このような種類の命題を科学的な説明の中で具体的に描写する図式は、カール・グスタフ・ヘンペル(1905年-1997年)とポール・オッペンハイム(1885年-1977年)による、いわゆる科学的説明の演繹的・法則的モデル(Deduktiv-Nomologische Modell)であり、HOモデルとも呼ばれている。原因と作用の関係、すなわち因果関係を構築することは、なぜ一定の出来事が発生したのかという問い、つまり説明を答えることに資するものである。しかし、因果関係は、その作用を生起した蓋然的な諸条件が出される場合のみ、説明されるとみなされうる。それゆえ、少なくともヘンペルやオッペンハイムによれば、条件法的・因果的命題を使用することで、形而上学的意味ではなく単に認識論的・論理的意味において説明される、作用の生起についての問いに対する答えが出されることになろう。このことは、結論で挙げられる作用を説明することができ、かつ前件に置かれる全ての言明がまさしくこの説明に供する、という点に現れる。それゆえ、前件の総体は説明項(Explanans)と呼ばれ、結論は被説明項(Explanandum)と呼ばれている。その際、説明項では、被説明項で挙げられている出来事が実際に発生したことを理解しうるために十分でも必要でもある全ての諸条件が含まれる。説明項では、作用が発生した、または発生しえた全ての諸事情や法則性が、被説明項に対応する形で引き合いに出される。というのも、同時に必要とされるわけではないものの、さまざまな諸条件がそれぞれ結果に対して十分であるとされる可能性があるため、ほとんどの事例において、真であると確定する

のは、まさに1つの説明に縛られないからである。このことは、HOモデルによる以下の例で明らかになる。

説明項 法則：熟した状態で枝にぶら下がっているリングが t_1 の時点で重くなっている場合にはいつも、 t_2 の時点で落下する。

条件1：リングは、 t_1 の時点で木にぶら下がっている。

条件2：木にぶら下がっているこのリングは、 t_1 の時点で熟しており、熟したリングがぶら下がっている枝は非常に重い。

被説明項 リングは t_2 の時点で落下する。

リングが落下するという作用は、ある一定の法則や、この個物に関する特定の命題を用いることで説明されよう。それゆえ、述べられている諸条件や法則と作用との間に見られる一定の因果関係を認識しようとすることは、理解されうるように思われる。説明項の言明に従って、説明も必ず承認されなければならないだろう。というのも、説明項では、そのような個物が存在することが述べられるのに対して、法則は、ある一定の個物に対する条件を設定するからである。それゆえ、この法則は、必要条件 (*conditio sine qua non*)、すなわち、その条件がなければ作用は生じなかった、という一種の因果性を示している。しかし、これはあくまで、そのように見えるというものに過ぎない。というのも、出来事が発生する可能性は、出来事の発生と同じではないからである。可能性から現実を導くのは妥当な推論ではない。というのも、そうでなければ、可能である全てのものが現実でもあるということになってしまうからである。それゆえ、法則は、世界に現れるさまざまな出来事の類型間に見られる関係を説明するものであるため、作用の発生に対する必要条件に過ぎない。しかし、法則は、作用の発生をもたらす、言い換えれば作用を惹起するものではないのである。

この図式には、さらに次の2点が見て取れる。第1に、この図式の形式的

な構造が先に言及した三段論法を思い起こさせるものの、仮に被説明項が説明項の論理的結論とみなされうるとしても、決して論理的推論が問題となるわけではない。むしろ、この図式によって、合法則性にに基づいた個々の出来事の説明がなされている。すでに、前件における単称命題、先の例では条件1と2については受け入れられるため、概念の関係に基づいた推論は問題となりえない。第2に、法則の概念ないしは法則的な命題の概念は、ヘンペルによってもほとんど明らかにされていない³⁾。

さらに重要なのは、科学的説明の法則は、法学的法則とは厳格に区別されなければならない、という点である。仮に因果的条件法という説明的用法が明白である場合でも、説明が間違いなく真であると解されてはならない。というのも、作用という出来事を説明するために引き合いに出される一般的な法則は、世界における特定の個物と関係しているわけではないからである。法則が因果関係を記述するものであるならば、法則それ自体は、心的対象間の論理的関係であり、物に関する命題に適用される規則に過ぎない。遅くてもデイヴィッド・ヒューム(1711年-1776年)以降周知されているように、因果性の関係は、例えばリンゴの赤い色のように、それ自体物に見て取れる属性ではない。確かに、外部的意味によって、異なる時点で個物が質的に変わることが認められよう。しかし、物それ自体には、その変化の原因が認識されうる属性は見取れない。それゆえ、個物が変わる場合、因果性の関係は、悟性によって初めて構成されなければならない。こうして、因果性の概念が論理的問題へと移っていくのである。

それゆえ、ヒュームに立ち返るならば、HO図式は、原因と作用の必然的な関係を述べるものではないと言えよう。なぜなら、他のあらゆる説明の可能性が確実に排除されるわけではないからである。先に挙げたリンゴが落下する説明も、唯一可能で必然的に真となるものではない。説明は、説明されるべき結果が説明されうる可能なヴァリエーションの1つに過ぎないのである。

したがって、このような科学的説明は、何らかの方法で過去や将来の出来

事が必然的に発生すると決まるような推論を示すものではない。むしろ、科学的説明を用いることで、どのような出来事が特定の要件下で予期されうるのかが説明されうることになろう。こうした予見可能な出来事は、確定する際に本質的には、採用されうる合法則性に左右される。

同じような現象は、法学における規範的法則においても存在する。それは、世界において自由な原因ないし行為による変化に規範が適用されなければならない、いわゆる包摂の領域に属する。ここで論じられるべき問題も、論理的ではなく認識論的なもの、すなわち認識ないし個々の出来事の規範的分類に関わるものである。この問題はまさに、世界に現れる個々の出来事が自ずと規範が想定している事例となるのではなく、そうなるように説明されなければならない、という点に見られる。それは、全称的概念や文を単称性に適用する、すなわち規範を行為に適用することで起こるのである。いかなる点に難点があるのかは、すでに取り上げた全称性と単称性の関係からも明らかであろう。個々の出来事は完全には概念的に捉えることができないため、何が起こったのかについては、厳密に言えば誰もはっきりと把握することはできない。それゆえ、概念的決定は、常に不完全なままであるが、常にまた全称的である。そうであるとすると、例えば、筋肉の痙攣が望んでいない行為の結果や努力した行為の結果であるなどというように、同じ出来事が概念的には別のものとして決定されることもある。出来事を分類する際に見られるこうした避けられない多義性に基づくと、いかなる規範がそれぞれの出来事に適用されなければならないか、ということも一義的には決めることができない。確かに、規範の普遍性は、規定の全称性によれば、対象者にできる限り適用することを要求する。しかしそれは、全称的な語と単称的な語を原理的に同一の尺度で測れないことと同じである。ヴォルフガンク・ヴィーラントによって名づけられた適用のアポリア (Applikationsaporie) は、規範の適用それ自体を規範化しても避けられない。というのも、規範の適用は、規範が適用されるべき出来事のように単称的行為だからである。こ

うした難点は、アポリア（古代ギリシア語でἀπορία）と呼ばれている。

D. 私に「アヒル」と言うな！：義務論理

義務論理は、論理学の中でも比較的歴史が浅く、様相論理学と呼ばれる分野に属する。すでに古代ギリシア語の義務（δένον）という言葉を用いていることから明らかなように、義務論理は、ある一定種の行為の義務を主題としている。それゆえ、義務論理も真理値は考察の対象ではない。義務論理が行為態様と規範の形式的な関係を考察するに過ぎない以上、その実質的な根拠は、もっぱら規範体系ないし法体系の内容に存在するのであって、そうした中で何が命令されたり禁止されたり、またそうなりうるのかが決まるのである。それゆえ、義務論理は、根拠に基づいて機能する規範の内容を検討したり評価したりするものではない。

I. ～しなさい！：規範とは何か？

「規範」という言葉は、ラテン語の *norma* に由来する。*Norma* とは、「直角定規」、あるいは「規則」や「規定」といった意味に訳される。この両者は、今日では相容れないように思われる。というのも、直角定規は、大まかに言えば測量器具、すなわちその機能を数学的な基準に依存する道具であり、いかなる道具であれその固有の使用が決められていないのに対して、規則や規定は、広義では実務的なもの、すなわちある者に対する行為指令であり、狭義ではたいてい法的・道徳的なものだからである。もっとも、*norma* の2つの意味は、言語史的には同等に使われているわけではない。むしろ、本来は数学的な意味で用いられていた。マルクス・トゥッリウス・キケロ（紀元前106年-紀元前43年）が初めて、当時の建築術での表現を引用したものである。こうした関係を考慮すると、規範の論理的構造が映し出す共通性が見て取れよう。というのも、直角定規も規則ないし規定も、対象に予め与えられるべき一定の理想状態を述べるものだからである。建築術において

は、直角定規は、ある一定の形を構築する際に物体のさまざまな側面を切り落とすべく、予め基準として与えられるのに対して、法的思考においては、規範体系に合致するよう、さまざまな権利の主体が行動すべきである、ないし権利の客体を扱うべきであるとする規則や規定が、予め基準として与えられることを意味している。

それゆえ、規範は、主張される命題とは異なり、何であるかを述べるものではなく、どうあるべきかを述べるものである。さらに規範では、主辞に行動態様を命令したり禁止したりすることで、どのような行為態様を遂行すべきかといった命令や、どのような行為を遂行すべきでないかといった禁止が、主辞に与えられる。したがって、常にある一定の行為を要求する実際の規範は、常に将来の行為に向けられている。というのも、過去の行為に関する命令は、過去をもはや変えられないがゆえに無意味だからである。次のような例を見てみたい。「安息日を尊重しなさい!」「人を殺してはならない!」というのは、文法的に命令の形を取ることで、主辞には一定の行為態様が禁じられ、一定の行為態様を遂行するよう要請されている。それゆえ一般的には、「規範」という概念は、命令者が名宛人に対して一定の行為態様を指示する命令を意味している、と言えよう。

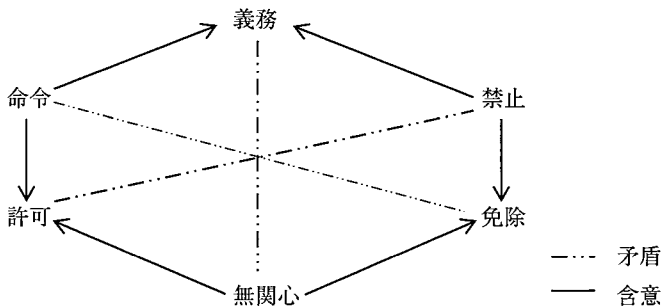
II. あなたは本来ここで何をすべきか? : 規範と行為の関係

行為態様に関する規範体系の内容について、最も考え抜かれた書物が、ゴットフリート・アッヘンヴァル (1719年-1772年) によって1767年に著された『自然法序説』第3版であろう。その書物においてアッヘンヴァルは、26個のパラグラフに、規範の対象となりうるさまざまな行為態様 (ラテン語で *actio*) がどのようにして区別されうるかを示した。アッヘンヴァルは、人間が関与することで出来事が発生したりしなかつたりする方法を、行為によって理解しようとした。それゆえ、人間が故意をもって積極的に惹起する出来事や、受動的に行動したり他の行動をしたりすることで惹起しないよう

にしうる出来事はみな、行為の概念の下で捉えられる。というのも、人間を介した出来事は、世界の事象へ積極的に侵害したり思いとどまったりすることで惹起されるからである。しかし、このことは、各個人がさまざまな行為を選択しうる時点で与えられる条件、すなわち自由という条件下でのみ当てはまる。というのも、そうでなければ、さまざまな出来事の発生や不発生は、個人とかけ離れた何らかのものによって条件づけられることになるからである。さらに、個人がその行動をする中で、個人それ自体とは異なる何らかのものによって決定されうることにもなってしまう。こうした理解は、世界の事象への侵害を定めたり、一定の法体系やその他の行動規範に従って処罰されたり報いたりすることを、全く無意味にさせてしまうだろう。

Ⅲ. これをしても良いのか? : 義務論理的六角形

アッヘンヴァルによれば、行為は、規範的観点から相互に説明されうる関係を有しており、以下の図のように示される。このような図は、義務論理的六角形と呼ばれている。



この六角形では、規範体系におけるさまざまな行為の関係が規定されている。例えば、ある行為が命令されている (praecepta) か禁止されている (prohibita) かは、基本的には完全に区別されうる。その際、命令された行為の下では、どのような行為もその遂行が許されていると解されよう。禁止とは、遂行をやめるべき行為である。いかなる規範も、どのようにして一定の

(理想な) 状態になるべきかを述べた一種の命令であるため、行為の命令ないし禁止としての規範は、その状態が遂行すべき行為または遂行すべきでない行為にたどり着くことを述べた命令 (Befehl) を表している。それゆえ、この2つの規範は、体系内において必ず守られなければならない。そうでなければ、目指そうとする状態は、達成されえなかつたり、維持されえなかつたりするからである。規範が行為の遂行ないし不作為を絶対的に求めるのであれば、そのような規範は義務づけるものである (obligatoria) と言えよう。それゆえ、命令や禁止としての規範は、同一の規範体系に属する限り、規範体系において許される態様で遂行するか、やめるべき行為を規定するものである。

こうした区分に基づく、これまで不可能であった規範体系という概念の定義が与えられよう。規範体系は、ある一定の理想状態を実現したり維持したりするために必ず含まれていなければならない、おびたしい数の命令である。こうした命令は、一定種の行為を遂行すべきかやめるべきかを述べている。前者は「命令」と呼ばれ、後者は「禁止」と呼ばれている。したがって、両者とも義務である。

この図で見られるように、行為規範のありうる関係は、それだけではない。というのも、命令や禁止によって特定種の行為が想定される一定の規範体系に当てはまらず、別の規範体系に属したり規範体系に全く属さなかつたりする種類の行為が挙げられるからである。さらに2種類の行為類型が区別されよう。行為がある一定の規範体系から独立して許容されるとみなされるならば、それは許容された行為 (erlaubte Handlung) と称されよう。さらに、行為が許容される方法でやめられるのであれば、それは免除された行為 (freigestellte Handlung) と称されよう。この種の行為に共通するのは、いずれも命令や禁止ではなく、命令や禁止によって捉えられないがゆえに無関心 (indifferent) ないしどちらでもよい (gleichgültig) という点である。例えば、ハムラビ法典 (Codex Hammurabi) という規範体系によれば、イン

ターネット上での児童ポルノに該当するいかなる行為も無関心とされている。なぜなら、そのような行為は、約4000年もの歴史的相違に基づくハムラビ法典の282条いずれにも規定されていないからである。しかし、ドイツ刑法典の規範体系によれば、そのような類のいかなる行為も禁止されており(ドイツ刑法典184条b)、この種の行為を規定することで禁止が義務づけられている。なぜなら、そのような行為は刑罰が科されるからである。

このように理解するとしても、無関心とされる行為がおよそ遂行されうるかについては、神学や若干の道徳哲学で議論されているように、論争が見られる。しかし、そのような行為を認めることには意義があると思われる。というのも、法体系や道徳体系といったさまざまな規範体系が区別されなければならないからである。すなわち、規範体系においては原則、社会における各個人の意思に基づいて個々の行為が評価されうる基準が示される。それゆえ、無関心で絶対的に許容される行為のカテゴリーは、個々の規範体系が相互に区別されうる差別化メルクマールを提供している。というのも、ある種の行為が無関心であることは、ある一定の個々の規範体系によって把握されないことのみを意味し、ある一定の理想状態を実現したり維持したりするに当たって規範的に評価されえない行為とみなされるからである。

IV. これをしなければならないか? : 義務論理的六角形の関係

行為の種類は、四角形公式でみられる命題の種類と似た関係を有する。例えば、行為の命令や禁止は、義務づけられる行為に属することが示唆される。義務づけられる行為は、規範体系によって規定されるため、どちらでもよい行為とは矛盾した反対の関係に位置づけられる。いかなる種の行為も、義務づけられる行為かどちらでもよい行為の二分法によって区別され、1つの規範体系に組み込まれる。

したがって、ある種の行為が義務づけられている場合には、その行為がどちらでもよいとはならない。これは、禁止される行為と許容される行為の関

係や、命令される行為と免除される行為の関係についても同様である。すなわち、ある行為が規範体系の中で禁止すると規定されている場合には、その行為が許容されることはない。というのも、同一種の行為が許容されるものでも禁止されるものでもあるならば、それは矛盾であり、当該行為を遂行することは不可能であろう。命令される行為と免除される行為の関係も同じように考察されよう。というのも、免除される行為の概念に基づく、そのような行為をやめてもよいが、ある行為が命令されているならば、その遂行をやめてはならないからである。それゆえ、ある種の行為が命令されていると同時に免除されてもいるということにはならない。

さらに、義務づけられる行為がどちらでもよい行為に対して示される別の関係が導き出されうる。すなわち、義務づけられる行為は、その名宛人によって実際に遂行されうるか、やめられるような方法で可能とされなければならない。そうでなければ、一定の出来事を惹起したりその惹起を妨げたりすることで、ある一定の理想状態を実現したり維持したりするためにどのようなことを成すべきか、理解することはできないだろう。例えば、「ネズミに遭遇した者は、自力で何も使わずに、3回地球の周りを飛ばなければならない」という命令を実現する行為は、遂行できず、思いとどまることもできない。なぜなら、そこでは全く不可能な行為が記述されているからである。引き合いに出される命令によって実行不可能な行為が記述されるならば、それは人間にとって、およそ本来の行為ではないと言えよう。そのような行為の要請は、命令ではない。したがって、いかなる命令も当該行為の遂行可能性が示唆されており、いかなる禁止も当該行為に出ない可能性が示唆されているのである。

V. なぜよちよち歩くべきなのか？：義務論的關係の正統化と根拠づけ

これまでの章において、規範体系は、一定の理想状態を実現したり維持し

たりするために必ず従わなければならない命令の数であることを指摘した。差し当たって少なくとも人間の社会で維持されうるこのような理想状態は、あるグループの人間もしくはたった1人によって考案される指針である。人間社会がどのように構想されるかによって、規範や理想状態を決定する立法権は、その構造において全く異なるさまざまな制度の下で見出される。例えば、立法権—に加えて行政権や司法権—は、絶対王政では君主1人の下に置かれるのに対して、当時のモンテスキュー（1689年-1755年）によれば、貴族院や議会にも委ねられうるとされていた。それゆえ、全く異なる理想状態が定義されうるのである。理想状態が例えば君主によって決定される場合、理想状態を形成するにはたった1人の能力や知識に限られる。しかし、理想状態を形成する際に複数の人間が関与する場合、それぞれ個人の能力や知識によって異なる形式が採用されうる。このように規範体系は、その体系を作り出す人間に直接左右されるため、さまざまな規範体系においてもさまざまな種の行為が捉えられたり、他の行為が捉えられなかったりすることは、非常に納得しうるところであろう。すなわち、ある規範体系では行為が義務づけられ、別の体系ではどちらでもよいという可能性があると言えよう。

しかし、例えばイマヌエル・カントの倫理学や、いかなるものも神によって与えられる法のように、直接人間によって条件づけられているようには見えない規範体系においても、上述した説明が正統化され、根拠づけられうる。というのも、いかなる規範体系の対象を構成する理想状態も、規範の名宛人による何らかの変更と関係なく存在すべき状態を記述するからである。それゆえ、理想状態は、規範の名宛人のある状態とは異なる。というのも、個人のある状態は世界に存在する他の全ての物との関係で決定されるため、規範の名宛人のある状態が継続するとは限らないからである。したがって、人間と関係なく存在する規範体系によって設定された状態は、無条件のものである。その状態は、各個人によって遂行されうる行為の種の規定を「規範的秩序」の名の下で理解する限り、ある意味で、ありとあらゆるベストな規

規範的秩序を表している。

それゆえ、ありとあらゆるベストな規範的秩序は、いかなる種の行為もその遂行や不作為の許容性が査定される基準を表している。それゆえ、そのような規範的秩序は、義務論理を、特別な条件の下で行われる行為を比較する尺度として捉えることができよう。すなわち、ありとあらゆるベストな規範的秩序を通じて、いかなる行為も命令や禁止によって捉えられなければならないということは、そうした規範的秩序によっていかなる各行為の許容性も判断しうることを意味する。しかし、その際、2つの点が前提とされる。まずは、各個人が行動する際、規定された通りに行動しうる事が前提となる。そうでなければ、規範の名宛人とはみなされない。それゆえ、各個人を通じて世界で実際に遂行される行為のみが、命令や禁止によって捉えられよう。次に、行為に出ることで規範体系に違反する個人は、違反する時点で常に、規範体系に従うべき行動をなしたであろうことが前提となる。それゆえ、行為の自由と代替的因果経過の可能性が前提とされよう。

こうして見ると、規範体系を通じて個人の行動を可能な形で捉えるに当たっては、論理的・形而上学的に根拠づけられなければならない。こうした根拠づけは、反事実的条件法 (kontrafaktisches Konditional) と呼ばれる種の命題によってなされよう。反事実的条件法は、完全に一般化した言葉で述べられる、比較可能な類似のものとの関係を表している。すなわち、問題となる事柄に関して、ある一定の行為をめぐって2つの比較可能な類似の命題が与えられることを意味する。それは、すでにその名前からも明らかのように、条件法によって表される。以下の命題は、条件法の前件において非現実の行為が述べられ、結論では前件で引き合いに出された者の非現実の行為について述べられている。

もしAがBへの襲撃計画を立てていなかったならば、

BはAに襲撃されることはなかっただろう。

それゆえ、結論には、前件で述べられた行為が発生していなかったならば

生じなかったであろう行為が述べられることになる。2つの命題では、その惹起者としてのAに関する行為が述べられ、比較されうる類似のものが与えられる。

こうした命題の真理値を決める際に明白に浮かび上がってくる問題は、主張された過程が真であるか否かについてははっきりと言えない点にある。というのも、第1に、そのような条件法が、特定の個人によって惹起される特定の出来事に関係しているからである。それゆえ、命題の真理値は、命題ではっきりと述べられていないさらなる諸条件に左右される。ここでは現実の可能な因果性が述べられているため、命題の真理値は、自ずと命題が関係している世界の諸条件に左右される。例えば、まさにAが出てきた特定の時点に別の犯罪者がいてBへの襲撃がなくなり、Aが計画を断念せざるをえなかったため、Bは襲撃されなかっただろう、という可能性も排除できない。

このような洞察は、反事実的条件法による規範体系において個々の行為を捉える正統化にもつながる。というのも、真偽を決定する関係は、命題と世界の関係ではなく、ある一定の規範体系における個々の行為とその行為に相応して決定される属性との関係だからである。これは、ある一定の個々の行為がその属性に基づいて規範体系によって捉えられるか否かについて決定されるに過ぎず、したがって個々の行為が、理想状態を維持したり実現したりするために許容される方法で遂行したりやめたりできるような種類の行為に属するか否かが決定されうることを意味している。

それゆえ、ある一定の行為が一定の規範体系によって捉えられる行為として認識されるならば、こうした把握は正統化されよう。これは、個々の行為に関する命題が、1つの規範体系と関係していることを意味する。例えば、ドイツ刑法と関係するならば、次のように言えるだろう。

もしXがtの時点でYを殺害していなかったならば、

Xの行為はドイツ刑法典211条に該当していなかっただろう。

このような反事実的条件法は、個々の行為に基づいて規範体系を立ててい

る。というのも、規範体系が存在し、個々の行為が規範体系で捉えられるような種の行為に属することが認識されうる場合、1つないし複数の規範は、特定の方法でそのような行為を義務づけたものであると確認されうるからである。これは、個々の行為が規範体系に従って他のありうる全ての行為と区別される場合に初めて規範が適用されうることを意味している。それゆえ、反事実的条件法によって、規範体系に関する個々の行為が他のありうる全ての行為から区別されうることが保証されよう。殺人や窃盗の下で理解されるものが何なのか、規範によってあらかじめ与えられていなければ、この両者の行為自体を認識することはできないだろう。

もっとも、その際まずは、義務づけられる行為の存在とその認識可能性自体が根拠づけられよう。これは、行為が規範体系によって認識されるような種特有の要素を用いて、個々の行為と別の行為を区別することで根拠づけられるように思われる。

さらに、義務論理的六角形で主張された全ての関係が展開されうる。というのも、全ての規範体系において、規範体系によって直ちに捉えられず、ある一定種の行為が認識されえないような個々の行為が遂行された場合、そのような行為は規範体系においては無関心であることが推論されうるからである。正確に言えば、こうした無関心な個々の行為は、規範体系の対象である他のあらゆる個々の行為の下では種特有の相違に基づいて他の個々の行為から区別されえないものとみなされよう。

1. これはよちよち歩きである：包摂一法的三段論法

規範の論理的接点についての基礎が理解されたならば、最後に、法学の実務において重要とされる、ある一定の個別事例が規範によって捉えられるか否かを決定する際に資するプロセスに立ち入ることにしたい。このプロセスは、「包摂 (Subsumtion)」と称され、いわゆる「法的三段論法 (juristischen Syllogismus)」に表れている。

アリストテレスの三段論法と同様に、包摂も最低2つの前提から結論が導かれる。法的三段論法の大前提は、世界に関する命題の中に見られるのではなく、例えば条文によって示されるような規範の中に存在する。小前提は、全称的でも特称的でもなく、世界の出来事、すなわち単称的である。結論では、出来事が規範の想定する事例に当たるか否かがまず決定され、場合によっては、規範に従ってどのように処理されるべきかが決定される。以下で示す推論は、法的三段論法の例であり、すでに述べたように法的三段論法は、適用のアポリアが必然的に生じることが前提とされる。

ドイツ刑法典242条の大前提は、以下の通りである。

- (1) 違法に自ら領得し又は第三者に領得させる目的で、他人の動産を他人から奪取した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

この文が条件法として書かれていることは、容易に見て取れよう。厳密に解すると、さらに2つの文が必要となる。すなわち、

- 1¹: 違法に自ら領得し又は第三者に領得させる目的で、他人の動産を他人から奪取した場合、窃盗を犯した者となる。

- 1²: 窃盗を犯した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

1番目の条件法は、ある出来事が法学的にどのような重要な行為かを決定する、いわゆる構成的規範である。これに対して、2番目の条件法は、そのような行為を遂行した者に対して法の観点からどのように対処すべきかを決定する、いわゆる統制的規範である。

小前提は、事実関係である。

Aは、tの時点でリングを領得した。

もちろん、リングを領得する者全てが窃盗犯となるわけではない。それゆえ、Aの行為に窃盗罪のメルクマールが見られるかどうか判定することが、まずは法適用者、すなわち裁判官の責務である。すなわち、Aの行為にドイツ刑法典242条を適用することは正統化されるかが問題となる。その際に用

いられるプロセスの名称は、再び論理学から借用されている。それは、法的推論 (juristische Deduktion) と呼ばれ、とりわけクリスティアン・ヴォルフ (1679年-1754年) によって展開された理論である。このような呼称は、ちょっとした誤解を招くだろう。というのも、ここでは、結論が必然となるような、別の命題からある命題が導かれることが問題とされるのではなく、小前提が主題として扱っている出来事を適切に規範的に捉えることが問題とされるからである。それゆえ、世界でどのような変更が行われたか (事実とは何か?) が問われているのではなく、それが法的に重要であるか (法とは何か?) が問われているのである。それゆえ、法的推論の責務は、有罪となる事態のような、すでに与えられた規範的な記述を分析することである。というのも、法的推論の責務は、 t の時点でリングを自ら取ったことによってAが窃盗を犯したことを主張する告訴に見られるからである。道理にかなうあらゆる疑念がある中で高度の蓋然性による法的検討を通じて、リングが t の時点で果物屋Bの財物であり、果物売り場の左前に置かれ、BはAからリングの代金を受け取っておらず、BはAにリングをプレゼントしたわけではなく、Aも正当な緊急状況下で行ったわけではないため、Aの行為が 1^1 に含まれるメルクマールや窃盗の概念を充たすことが立証された場合、当該出来事は、ドイツ刑法典242条の事例として扱われ、すなわち 1^1 の結論と 1^2 の前件が充たされるのである。したがって、裁判官は次のような判断に至りうる。

Aは、5年の自由刑に処せられる。

それゆえ、大前提における規範は、窃盗罪を定義すると同時に、このような事態が起きた場合に行われなければならない指示を与えている。こうして大前提は、異なる2つの条件法が述べられており、法的推論が肯定的な結果に至る場合、1番目の結論が2番目の前件を構成する。この場合、小前提は、そのような犯罪が存在する—もしくは規範が適用されないことを推論が示していない—ことを述べている。こうして結論が、裁判官の判断を構成す

るのである。その際、本来は2つの異なる推論によって行われており、つまり、適用のアポリアにさらされる世界の出来事の解明が、法の場面においてなされる面がある一方、刑罰によって評価される面がある—無罪判決は、行為がある一定の刑罰法規に当たらないことのみを意味し、行為への規範の適用を構成する2番目の判断は、本来全く問題とならない。この推論の1番目のみが、論理的には多少理解されやすいだろう。2番目の推論は、個々の刑罰を科すという点にあり、刑罰は原則、一般的な実務の枠内に置かれ、論理的な分析は全くなしえず、導入的な説明においても大まかに素描されるに過ぎない。容易に見られるように、法的三段論法ないし包摂推論と称されるのは、法的推論が見られる1番目の部分推論のみである。

ここでは、別の箇所でも扱ったように、単称命題が小前提において特称命題として解釈可能なように思われるため、法的三段論法がダリー (Darii) 式⁴⁾で表されるかどうか、議論されている。これは実際、そのような種類の包摂が、別の概念に従属する概念を扱っている場合に起こりうるだろう。というのも、前提で用いられている概念は、指示が存在しうるに当たって個人が存在していなければならないと言われているような種に属する個人にのみ、その都度指示するからである。それゆえ、こうした考察は、検討すべき出来事が、ありうる規範への従属について記述されたり経験的であったり他の方法で定義される法的概念(例えば「財物」など)に立ち返ったりすることを踏まえると、有意義であるように思われる。小前提には、単称的な出来事の全称的な記述が含まれている。しかしその際、先に示したように、ここでは常に、無限に多くのありうる記述が問題となりうることを決して忘れてはならない。もっとも、個々の出来事を全称的に捉えることなくして、個々の出来事と規範体系の間に関係性が存在することはなく、命題の適切な指示が世界に示されることもない。それゆえ、個々の事例がありのまま別の記述によって捉えられず、特称命題の適切な指示をどの程度表しているかは、別の論理学の別の問題である。

2. 選択の余地をもっている者は…：解釈問題

前述した内容からもわかるように、法的三段論法ないし包摂推論は、特別な方法によって明らかにされている。それはしかし、前提で用いられる概念が正確に定義できる場合に限られる。というのも、ある一定の個々の事態が規範によって捉えられうるか否かが認定されうるに過ぎないからである。ありうる全ての事態や人間の規範体系で見られる内容上の制約が絡み合うことによって生じる問題は、事態が1つないし複数の規範によって完全に捉えられるか、それともいくつかの構成要素、したがって個々のメルクマールのみ捉えられるか、常に明らかなわけではないという点にある。すなわち、同種の行為を捉えるため、行為の正確な同定に向けてある一定の規範が想定するような事例であると決定される重要なメルクマールは、個々の事例において欠如しうる。すなわち、どのような行為のメルクマールがどのような規範によって捉えられるかははっきりと決定することが不可能な場合、規範の名宛人をどのように処理すればよいか、規範の適用者も知りえない。というのも、行為のメルクマールは、真逆を命じる2つないし複数の規範によって捉えられ、行為者への対応がほとんど決定されえないからである。例えば、次のような場合が考えられよう。すなわち、刑法体系において「AがBをナイフで刺殺した」という行為は、2つの規範によって捉えられ、1つは故殺の行為として、もう1つは謀殺の行為として捉える余地があろう。故殺と謀殺がそれぞれ正確に区別されないならば、両者の規範が生命を喪失させる行為という捉え方でのみ関連しているとして、当該行為は2つの規範によって捉えられよう。故殺が5年の自由刑に、謀殺が死刑に処せられる場合、2つの規範が共に適用されうるか、そしてどのような順番でいつ適用されるのかは決定されえない。

ドイツ法体系では、こうした区別の不可能性は、適用事例において諸概念を正確に決定するよう規範の適用者に認めることで、回避されている。その

ような決定は、解釈と呼ばれている。「Auslegung (解釈)」とは、個々の事態に関して、規範の中で諸概念を説明することである。先に述べた法的推論は、説明する方法論に他ならない。「Interpretation (解釈)」という概念は、ラテン語で広範囲の意味を含んでいる。すなわち、諸概念の正確な決定は、恣意的に行われるのではなく、概念の使用に関して指示したり別の規範体系に移したりする、確立した意味の枠内で行われるものなのである。ここで短く挙げると、文理解釈、体系的解釈、目的論的解釈、歴史的解釈、比較的解釈の5つの解釈方法論が認められている。

この5つの解釈方法論は全て、個々の規範に見られる概念の意味内容の範囲を特別な方法で制限している。しかしその際、全般的に見て規範を解釈する際に決定的に重要となるのは、規範体系の中で大半が決定されうる点である。すなわち、規範が規範体系の一部であるとみなされ、その中に含まれている諸概念が規範の基礎的な構成要素であるならば、一定の方法による諸概念の制限は、規範体系全般における制限を意味する。規範の解釈においては、諸概念の意味内容が厳格に制限されないよう、解釈方法論のあらゆる領域に立ち返ることが重要である。

こうして見ると、解釈の問題については次のようなことが言えるだろう。すなわち、ある一定の個々の事態が規範によって捉えられ、規範の適用者は、規範体系内部において概念がどのように理解されうるか、そして一論理的観点から一理解されてもよいのかを示すと同時に、規範を通じて初めて正統化されなければならないのである。

E. アヒルの尾 (「最後に」) : 肥溜め事例

法律学や法実務において、論理学はとりわけ高い評価が得られているわけではない。論理学は、ごく月並みなものとみなされている。それよりも、法的認識や法の適用においては、「評価」が決定的に重要であると言われている。しかし、論理学は、矛盾や見せかけの根拠を浮き彫りにするには極めて

有益である。これは、複雑な論証においては容易であるとは限らない。とはいえ、模範的な例は、有名な「肥溜め事例」である。連邦通常裁判所は、肥溜め事例においてコンパクトな根拠づけをする際、2つの段落の中で矛盾を犯している。

被告人Aは、B夫人と激しく争っていた。口論がさらに進んだところで、Aは、Bが大声を出さないよう、両手いっぱい砂をBの口に詰めさせた。その際、被告人は、Bが死ぬかもしれないことを認識していた(t1)。しかし、Bが死んだように倒れた際、Aは驚愕し、自身の行為がばれないよう、肥溜めに死体を沈めるしかないと考えた(t2)。しかし、司法解剖の結果、Bは首を絞められて死に至ったのではなく、肥溜めに入れられて初めて死に至ったことが判明した。連邦通常裁判所における上告審では、事実審において全体事象の評価をAの故殺としたことの正当性について問題となった。判断の根拠づけとして重要な部分を引用したい。

「もっとも上告は、以下で述べるところによれば、認められないわけではない。原判決においては、『行為全体にわたって概括的故意が存在する』(UA S.19)、すなわち被告人の殺人に関する未必の故意は、首を絞めて大声を出させないようにしてから肥溜めにその被害者を沈めるまで行為全体にわたって支配していた(UA S.16)、とされている。この点、陪審裁判所が、被告人はBが死んだと確信していたものの(UA S.15)意識を失っているBを片付ける際もなお、未必の故意で殺人を行ったと述べようとしているならば、それは不当であろう。むしろ未必の故意は、Bが死んだと被告人が確信したことによって終了している。不明瞭で法の歴史的にも過去のものとして扱われている『概括的故意』の概念は、こうした点に変更をもたらすものではない。概括的故意を援用して、本来有していた殺人の故意を、その故意が実際には存在しなくなっていた後続行為にまで拡張してはならないのである(Hellmuth Mayer, JZ 1956, 109を参照)。

陪審裁判所がそのような拡張を実際に行おうとしていたかについては、こ

ここでは立ち入らない。仮に有罪判決の法的根拠にそのような誤りが見られるとしても、認定された事実の下では、有罪判決は正当である。陪審裁判所が法律上正当に述べているように（UA S.14）、被告人は、大声を出させないよう、B夫人の口に両手いっぱい砂を詰めたのである。その行為によって、被告人は確かに直接死を惹起しているわけではないものの、間接的に死を惹起している。というのも、B夫人が結局動かなくなって横たわったことから、被告人は、Bが死んだと思い、Bを肥溜めに投げ入れたからである。死を直接もたらしたこのような経過は、被告人が未必の故意で殺人を遂行した先行行為がなければ、起きなかったはずである。それゆえ、先行行為が死の原因である。したがって被告人は、未必の故意で死を惹起したのである。確かに、被告人は、ありうろと思っていた方法とは異なる方法で死の結果を発生させている。しかし、表象していた因果経過と実際の因果経過の齟齬は、些細なものであり、法的に重要なものではない。

こうしたことは、確定的故意の事案では、すでにたびたび判示されてきた（RGSt 67, 258; BGH vom 23. Oktober 1951 bei Dallinger MDR 1952, 16; BGHSt 7, 325, 329/330）。いずれにせよ、被告人がその攻撃に際して未必の故意で殺人を遂行したに過ぎないということは、本件において異なって判断される理由にはなりえない。というのも、故意の2つの態様の相違は、因果性とは関係ないからである。その相違は、実際の因果経過が被告人の表象していた因果経過からわずかに逸脱しているに過ぎず、法的に重要ではない点に関しても、変更をきたすものではない。」

個々の論証手順については、以下のように示すことができよう。

- 1) (思い込んでいた) 死体を片付ける時点において、Aは故意なく行動していた。
- 2) 概括的故意 (dolus generalis) は存在しない。
- 3) 本来 (すなわち第1行為に) 見られる殺人の故意は、もはや存在しなくなっていた後続行為にまで拡張してはならない。

- 4) Aは、第1行為を殺人の故意で行った。
- 5) 第1行為によって、Aは、後にBが肥溜めで溺死したことを惹起した。
- 6) それゆえ、Aは、肥溜めにおけるBの溺死に関しても、故意で行った。

結論6)が主張1)や3)と矛盾していることは、困難なく認められよう。この点から、連邦通常裁判所の判決が誤りであるとされるわけではない。連邦通常裁判所が下した判決には根拠がないとみなされるに過ぎない。しかし、「肥溜め事例」ではどのような解決が可能であろうか。

もし判例においてAが故殺により有罪とされるならば、t1の行為とt2の行為が法律上1つの行為と評価されうるか、Aはすでにt1によって殺害したことを証明しなければならないだろう。これはまさに、連邦通常裁判所によって「過去のもの」として批判された概括的故意 (*dolus generalis*) の理論の目的であった。概括的故意の理論によれば、Aの故殺は、死体を殺害することなどできない行為であって故意が(もはや)存在しないにもかかわらず、t2の行為であるということになり、矛盾に陥っている。

Aは殺人の故意によって行為したt1によってすでにBの死を惹起し、故意の殺人罪が成立するとの主張が、今日ではたびたび見られる。こうした見解の出発点は、結果が発生している以上、消去することができない全ての条件が原因とみなされる(必要条件 [*conditio sine qua non*]) という等価的な因果性である。AがBの意識を失わせるまで首を絞めていなかったならば、AはBが死んだと思うことはなく、肥溜めに投げ入れられてBが溺死することもなかっただろう。そうであるならば、Aが別の事件経過を表象していたとしても、実際の因果経過が表象していた因果経過から逸脱している程度としては些細なものである。このような、いわゆる「等価説 (*Äquivalenztheorie*)」によれば、t1と死との因果関係は、結果が発生する前にt2の行為がなされたことで中断されるものではない。しかし、こうした因果性

の見解によると、Aの両親やBの曾祖父母、肥溜めを掘った者までが、Bの死の惹起者とされてしまうだろう—このような並列は完全ではない！こうした明らかに無意味な結果を避けるため、際限のない因果性は、いわゆる「客観的帰属 (objektive Zurechnung)」によって修正され、客観的帰属によれば、許されない危険が結果の中に実現していなければならない。子供を産んだり肥溜めを掘ったりすることは許されないとはみなされないため、AやBの祖先は処罰されない。とはいえ、許されない危険を通じた必要条件の代用が見せかけの解決であることは明らかである。さらに、見せかけの解決は、もはや誰にも帰属されえないという矛盾に陥る。すなわち、帰属というものが、ある者を行為の創始者 (causa libera 自由による原因) とみなす判断であり、その場合の行為は作爲 (factum) と呼ばれ、法則の下にあるならば、行為は全て、自由な意思によって行為が生じるというところに特徴がある。そうであるならば、ある行為は、別の行為や出来事によって同時に起こりえないことになるだろう。

こうした矛盾は、行為者が最初から計画していた場合にのみ帰属を限定したとしても、免れられるものではない。すなわち、t1の行為時におけるそうした計画は、t2の行為にとって全く重要ではない。特にt2は、当該行為が後に遂行されるという計画から起こるものではない。故意は当該行為の遂行中にのみ現れるのであり、言い換えれば、行為なくして故意は存在しない。それゆえ、t1の行為時における行為計画は、概括的故意の主張者が念頭に置いているように、t2の行為に見られる欠如した故意に代用しえないのである。

こうして、t1とt2の行為がそれぞれ区別される可能性のみが残ろう。t1の行為それ自体を行うことでBの死を惹起したわけではないため、被告人は、自身が有する殺人の故意により、故殺未遂罪となる(ドイツ刑法典212条、22条)。t2の殺害行為は、故意が欠如しているため(ドイツ刑法典16条1項)、Bがまだ生きていてAの行為によって死が惹起されたことをAが認

識しえたならば、せいぜい過失致死罪と評価されよう（ドイツ刑法典222条）。このような結論は、頻繁に起こるものではない。というのも、AはBを殺害しようとしていて、実際にも実現したからである。その点については以下のように答えることができよう。すなわち、悪意それ自体の評価が帰属を根拠づけるのではなく、悪意に基づく行為が問題となる。刑事手続が結果を要件としている限り、「幸運」や「不運」が付きまとう。道路交通量の緩和された地域を猛スピードで運転する者は、何も起こらなかった場合には幸運であり、誰かを撥ねてしまった場合には不運なのである。後者の場合、行為一速度違反一が同じであるにもかかわらず、過失致傷になることもあれば、殺人になることもある。その他にも、未遂は、ドイツ刑法典23条1項に基づき、既遂犯よりも刑が減輕されない場合もありうる。

解決を提示する包括的な論究や密接に関わる一連の問題は、本書では不可能であり、必要とされない。全ての解決もそこで現れる概念やその適用の分析を通じた解決によって分析すること、そしてどのように分析されうるかを示すことが、本書の意義である。

Ⅲ 若干のコメント

（形式的）三段論法と法的推論（法的三段論法）の相違はわが国でも指摘されているが⁵⁾、本書では、その相違が明確に示されている。前者の機能は、前提となる命題の質（肯定か否定か）や命題で用いられる概念の量に左右されるのに対して、後者の機能は、前提の真偽に左右される。また、法的三段論法の主眼は、三段論法のように必然的な結論を導出することではなく、事実を規範的に捉えて法的に重要であると評価されうるかに置かれている、と指摘されている点も興味深い。

ところで、刑法における因果関係の問題については、事実的因果関係と法的因果関係の両者が存在しなければならないとする、いわゆる二段階の判断方法が通説となっている。もっとも、それぞれの因果関係をどのように認定

するかをめぐっては、今なお議論が積み重ねられている。とりわけ事実的因果関係に着目すると、ドイツの後を追う形でわが国でも、必要条件公式のみで判断する従来の通説に対して、合法則的条件公式のみで判断すべきとする見解が有力になりつつある⁶⁾。しかし、合法則的条件公式も、必要条件公式と同様に、原因と結果の必然的な関係を判断するものではない点に注意する必要がある。本書でも指摘されているように、合法則的条件公式と結びつく科学的説明の演繹的・法則的モデル(ヘンベル/オッペンハイムの図式)も、原因と結果の関係を説明しうる他の可能性を完全に排除することはできないからである。さらに本書では、条件法的・因果的命題の真偽を問う際には回顧性を考慮しなければならないこと、法則は必要条件(*conditio sine qua non*)を示すものであるとも指摘されている。このような指摘を重く受け止めるならば、必要条件公式を容易に放棄してはならないのではないだろうか。必要条件公式か合法則的条件公式かといった二者択一的な捉え方をすべきではなく、それぞれの機能に着目して⁷⁾、両者を併用する双方向推論が望ましいように思われる⁸⁾。

本書の最終章では、論理学が有用である証として、ドイツ連邦通常裁判所の肥溜め事件判決が批判的に考察されている。肥溜め事件では、もはや行為者に殺人の故意が認められない第2行為から死の結果が惹起された、いわゆる遅すぎた構成要件の実現が問題となっているが、わが国でも、そのような事例において、第1行為と結果との間に因果関係が肯定できれば、第1行為と第2行為を分断した上で、行為者に故意既遂犯の成立を認めることが可能であるとの見解が主張されている⁹⁾。しかし、本書では、そうした見解が論理的に矛盾しており、何ら説得的な根拠が示されていないと手厳しく批判されている。結局のところ、そのような見解は、第1行為と結果との因果関係さえ認められれば結果に対する故意既遂犯が成立しうることを主張しているに過ぎず、故意犯処罰の原則を軽視する考え方であると言えよう。

同様の論理的な矛盾は、いわゆる早すぎた構成要件の実現が問題となる事

例においても部分的に当てはまるだろう。そのような事例は、予備行為から結果が生じた場合と、後続行為を完遂していない未遂行為から結果が生じた場合が考えられる。前者の場合、予備行為である第1行為の時点で結果に対する実行の着手を認めるためには、本書で指摘されているように、第1行為(予備行為)と第2行為が一連の行為として評価されなければならないだろう。確かに、一連の行為として認められれば、真正の故意である「行為」内在的意思として評価されうるかもしれない¹⁰⁾。しかし、一連の行為に着手した時点ではいまだ結果発生の具体的危険性を認識していない。一連の行為と評価される基準として犯行計画(事前の故意)が考慮されるのであれば、真正の故意と区別されるはずの犯行計画は、実質的に真正の故意として評価されてしまうことになるだろう。これに対して、実行行為を完遂していない段階で、犯行計画とは異なり時間的に早く結果が生じた場合は、第1行為が結果惹起に部分的に寄与することを認識している以上、第1行為の時点で真正の故意が認められ、結果に対する実行の着手も認められる。もっとも、行為者が第1行為だけで結果を惹起しうるものと認識しておらず、実行行為を完遂していない以上、故意既遂犯としての完全な行為無価値は不十分である。それゆえ、行為者には未遂犯(着手未遂)としての罪責しか認められないように思われる¹¹⁾。むしろ、行為者が第1行為だけでも結果を惹起しうることを未必的に認識していた場合には、第1行為のみで故意既遂犯としての完全な行為無価値が存在する。近年、未必の故意をめぐっては、刑事手続において心的状態を回顧的に認定する際に生じる認識問題を軽減すべく、英米法での軽率性(Recklessness)というカテゴリーを参考に、認識ある過失と未必の故意を統合すべきであるとの主張が見られる¹²⁾。このような状況に鑑みると、因果関係をどのように認定するか、という理論的な問題を解決するに当たっては、改めて故意の概念も検討を要するだろう。

ともあれ、本書は、刑法の諸問題を法哲学的に検討する際に有益な論理学の概要を、法学者向けに理解しうるよう解説された良書であると言えよう。

【付記】本稿は、JSPS 科研費若手研究（研究課題番号19K13541）の助成を受けたものである。

- 1) 原文ではEnte²となっているが、これは、アヒル相互の量的関係を表現したものであると推測される。その点を踏まえて、拙訳では「アヒルの二乗」とした。
- 2) アリストテレス（今井知正、河谷淳訳）『分析論前書』第1巻第1章24b 18-24（岩波書店、2014年）20頁。
- 3) カール・ヘンペル（長坂源一郎訳）『科学的説明の諸問題』（岩波書店、1973年）8頁。
- 4) 伝統的論理学においては、論理的に妥当な24個の格式について暗記されるべきものとされ、格式覚え歌が流布したが、その中でダリー（Darii）式は、大前提が全称肯定命題、小前提が特称肯定命題、結論が特称肯定命題から成る定言三段論法である。詳細については、本書C章Ⅱ節で述べられている。高橋文彦『法的思考と論理』（成文堂、2013年）67頁以下も参照。
- 5) 高橋・前掲注（4）63頁以下。
- 6) 山中敬一『刑法における因果関係と帰属』（成文堂、1984年）266頁以下、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法総論 第3版』（弘文堂、2019年）98頁以下、高橋則夫『刑法総論 第4版』（成文堂、2018年）120頁など。なお、Ingeborg Puppe, Strafrechtsdogmatische Analysen, 2006, S.112も参照。
- 7) 増田豊は、「結果が成立している以上、消去することができない行為が結果発生の必要条件である」とする必要条件公式が後ろ向き推論（回顧的推論）であるのに対して、合法則的条件公式は前向き推論（予測的推論）であるとして、双方向推論を主張している。増田豊『刑事手続における事実認定の推論構造と真実発見』（勁草書房、2004年）302頁以下。また、一ノ瀬正樹も、理論的には因果の（論理的および事實的）関係性は逆向きでも前向きでもありうるとし、原因の探究という観点からは逆向き因果が因果概念にとって本質的なこととして全面的に成り立っており、ある事象についての因果関係を説明したり推論したりする前向き因果は、因果的理解を法則性として捉えた上で行われる後発的な営みにほかならないと論じている。一ノ瀬正樹『原因と結果の迷宮』（勁草書房、2001年）127頁以下。
- 8) Vgl. Wolfgang Frisch, Tatbestandsmäßiges Verhalten und Zurechnung des Erfolgs, 1988, S.521ff.; 松宮孝明『刑法総論講義 第5版補訂版』（成文堂、2018年）69頁以下。
- 9) 佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』（有斐閣、2013年）276頁、橋爪隆「刑法総論の悩みどころ」法学教室408号（2014年）111頁以下、瀬川行太「犯罪論における同時存在原則について」佐伯仁志＝高橋則夫＝只木誠＝松宮孝明『刑事法の理論と実務①』（成文堂、2019年）248頁など。
- 10) クロロホルム事件最高裁決定（最決平成16年3月22日刑集58巻3号187頁）では、被告人が被害者Vを溺死させるため、クロロホルムを嗅がせて意識を失わせ（第1行為）、約2時間後、2km離れた港でVを車ごと海中に落として殺害したが（第2行為）、Vは被告人の第1行為により死亡した可能性があり、そのことを被告人が認識していなかった、という事案において、「第1行為は第2行為を確実かつ容易に行う

ために必要不可欠なものであったといえること、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったと認められることや、第1行為と第2行為との間の時間的場所的接近性などに照らすと、第1行為は第2行為に密接な行為であり、実行犯3名が第1行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当である」とした上で、「実行犯3名は、クロロホルムを吸引させてVを失神させた上自動車ごと海中に転落させるという一連の殺人行為に着手して、その目的を遂げたのであるから、たとえ、実行犯3名の認識と異なり、第2行為の前の時点でVが第1行為により死亡していたとしても、殺人の故意に欠けるところはなく、実行犯3名については殺人既遂の共同正犯が成立する」と判示した。また、その後の下級審判決（名古屋高判平成19年2月16日判タ1247号342頁）においても、被告人が被害者を殺害する際、身のこなしの早い被害者の動きを止めるべく、自動車を被害者に衝突させ（第1行為）、続いて被害者を包丁で刺して殺害する（第2行為）計画の下、時速約20キロメートル程度の速度で被害者の右斜め後方から車両前部を衝突させたところ、立ち上がろうとする被害者の顔を見て翻意し、刺殺することを中止した事案において、「被告人の計画では、2つの行為が連続して行われ、密接な関連を持つことが明らかで、統合的に評価すべきであるから、この2つを分断して、自動車を衝突させる行為を準備行為に過ぎないとする前提自体が誤っている」と評価して、被告人が被害者に自動車を衝突させた行為は殺人の実行行為の着手に当たると判示した。これらの判例に基づくならば、一連の行為と評価されるためには、①行為者の犯行計画、②既遂までの障害不存在、③既遂となるまでの時間的場所的接近性、という3つの要素を充足する必要がある。

- 11) 増田豊『規範論による責任刑法の再構築』（勁草書房、2009年）288頁以下。
- 12) *Tatjana Hörnle*, Plädoyer für die Aufgabe der Kategorie „bedingter Vorsatz“, JZ 2019, 440ff. ヘルンレは、未必の故意というカテゴリーを用いずに、意図ないし確定的認識、軽率性、過失の3つに区分される体系を提唱している。